

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8月31日
【報告者の氏名又は名称】	都築電気株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石丸 雅彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	都築電気株式会社 (東京都港区新橋六丁目19番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、都築電気株式会社を指し、「対象者」とは、都築電産株式会社を指します。

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

都築電産株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成22年7月20日(火曜日)から平成22年8月30日(月曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、買付予定数の上限及び下限を設定していませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年8月31日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,841,184(株)	1,841,184(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	1,841,184	1,841,184
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	62,847
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	132
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(個)(g)	95,101
買付け等後における株券等所有割合 ($(a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100$)(%)	66.17

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(g)」は、対象者の平成22年3月期(第43期)有価証券報告書(平成22年6月29日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の平成22年3月期(第43期)有価証券報告書(平成22年6月29日提出)に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数(9,969,297株)から、同報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が保有する自己株式の数(451,479株)を控除した対象者株式の数(9,517,818株)に係る議決権の数(95,178個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(g)」として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。